

広島県水道広域連合企業団告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年4月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田 美香

1 指定納付受託者の名称及び所在地など

名称	事務所の所在地	委託する公金の種類
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	・竹原市水道事業、三原市水道事業、庄原市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、北広島町水道事業、世羅町水道事業における水道の使用に係る料金 ・竹原市、三原市、庄原市、江田島市、北広島町から広島県水道広域連合企業団が受託した下水道使用料等

2 指定した日

令和8年4月1日

3 納付事務の開始の日

令和8年4月1日